

高齢者のための

在宅福祉

サービス事業

町では次のような高齢者福祉サービスを行っています。ご利用ください。

お問い合わせ先
保険課介護保険係
☎(48)1111 (内228・290)

高齢者軽度生活援助事業

六十五歳以上で、介護保険において自立と判定された方を対象に、軽易な日常生活の援助を行うためにホームヘルパーを派遣し、自立した生活の継続を援助しています。

生きがい活動支援通所事業

六十五歳以上で、介護保険において自立と判定された方を対象に、生きがい生活支援センターで一日を楽しく過ごしていただきます。

センターでは、日常動作訓練、健康チェック、入浴などのサービスが

受けられます。昼食も自己負担で受けられます。

寝具の洗濯・乾燥サービス事業

六十五歳以上の在宅で寝たきりの高齢者で、寝具の洗濯・乾燥が困難な方に、寝具の洗濯などを実施しています。(下記参照)

配食サービス事業

おおむね六十五歳以上の一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯などで、食事を作ることが困難な高齢者に配食サービス(日曜日を除く毎日)を実施しています。祝日も実施していま

す。
タクシー料金の助成事業

満七十歳以上の高齢者にタクシーの初乗り料金(基本料金)を助成しています。利用できるタクシーは、阿久比町と契約している会社に限りです。助成券は年間二十四枚で、一カ月当たり二枚として交付していま

温水プールの利用料の助成事業

満六十五歳以上の高齢者に、東部知多温水プールの利用料の半額を助成しています。

緊急通報装置設置事業

おおむね六十五歳以上の一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯に、通報装置を設置して安全な生活ができるよう手助けをしています。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

常時徘徊(はいかい)癖のあるおおむね六十五歳以上の高齢者の方が、位置確認のための発信器を携帯することにより、家族の負担軽減の手助けをしています。

家族介護用品支給事業

す。

寝具の洗濯・乾燥サービス

在宅で寝たきり老人(おおむね六十五歳以上)の方で、寝具の洗濯・乾燥が困難な方に、寝具の洗濯・乾燥サービスを行います。

日時 六月十九日(月)午後回収
し、六月二十一日(水)午後配送
枚数 洗濯・乾燥とも、掛けふとん・敷きふとん・毛布各一枚
申込期限 六月十五日(木)
申し込み・問い合わせ先
保険課介護保険係
(内228・290)

在宅で常時紙オムツなどの介護用品の利用を必要とする、重度の要介護状態にある方(住民税非課税世帯)に介護用品を支給(クーポン券)しています。

家族介護慰労事業

重度の要介護の状態にある低所得者世帯(住民税非課税世帯)の高齢者を他のサービスを過去一年以上利用することなく介護している家庭に、慰労金を支給しています。

高齢者健康保持対策事業(宅老所)

家に閉じこもりがちなおおむね六十五歳以上の高齢者を対象に、趣味活動や軽い運動などを行い、一日を楽しく利用する施設です。